

第3回鳥取県手話施策推進協議会

日時：平成26年10月23日

午後：1時30分～3時

場所：県庁第33会議室（第2庁舎4階）

(秋本) これより鳥取県手話施策推進協議会を始めたいと思います。開会にあたり、松田福祉保健部長より一言ご挨拶を申し上げます。

(松田) 皆さんこんにちは。福祉保健部長の松田でございます。本日は、お忙しいところお集まりいただき、本当にありがとうございます。昨年10月8日に手話言語条例が制定されました。それから様々な施策を皆様のご協力の下、昨年度も実施させていただきました。また、今年度は1周年を迎え、様々な事業を推進しているところです。18日には、NHKさんのご協力によってイベントを開催させていただきました。地域の岩倉小学校の生徒さん方にも出演させていただきました。当日は、手話パフォーマンス甲子園の予選会も、皆さまのご協力を得ながら実施いたしました。手話パフォーマンス甲子園については、41校の高校の皆さまにご参加をいただいております、その中で審査員の皆さまには、すごく汗をかいていただいて20校に絞っていただきました。鳥取県からも3校が選ばれて、来たる11月23日の本戦に臨んでいただくこととなったところです。様々なところで皆さまのご協力を得ながら手話が広まっていっていると考えています。一方で手話通訳者の方々、本当に大変な状況になっておられるということがございまして、これについても問題意識を持っているところですが、少しずつ人数を増やさせていただき、皆さんに上達していただくための施策を続けていきたいと思っています。本日は、第3回目の手話施策推進協議会で、今年度に入りましてからは初めてでございます。10月になり、少し間が空いたなと感じているところがございますけれども、今般は条例の中に位置付けられました計画の素案につきまして、ご審議をいただきたい、ご意見を頂戴したいと思っております。またこれに先立ちまして、ろう者の方、それからさまざまなアンケート調査を実施させていただきました。その際には、協会の方々はじめ、多くの方々にご協力をいただきましたことを本当に改めて感謝申し上げたいと思っております。そのアンケート結果につきましても、今日の会の中でご報告させていただきたいと思っております。それでは、今日は忌たんのないご意見が頂戴できて、すばらしい計画の案ができますことをお祈りいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(秋本) 最初に資料の確認をさせていただきます。会議で使用する資料は、次第と書いてある1枚もの、それから表に資料目次と書いてある20ページぐらいのもの、配席図1枚ものがございます。それから来月の頭に障がい者芸術文化祭のクライマックスイベントがありますし、それから22日、23日に手話パフォーマンス甲子園、1周年記念シンポジウムなどいくつかイベントがございますので、チラシを全部で7つ入れております。手

話パフォーマンス甲子園のチラシ、1周年記念シンポジウムのチラシ、クライマックスイベントのリーフレット、アール・ブリュット展のチラシ、日韓手話演劇のチラシ、アーチストリンク作品展のチラシ、国際障がい者アート展のチラシでございます。それから会議の注意事項でございます。発言の際は挙手をしていただき、協議会長が指名しますので、そこで名前を名乗っていただいてから発言をお願いします。発言は明瞭で簡潔をお願いします。今日の会議の終了は午後3時としております。進行のご協力もお願いいたします。では、ここからの進行は、協議会長の石橋様にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(石橋) 皆さんこんにちは。先ほど、県福祉保健部長からのご挨拶の中にもありましたように、昨年10月8日、手話言語条例が成立しましたけれども、そのあと1年本当にあっという間に経ったように思います。人に喩えると1歳になったところでしょうか。実際に条例の中には、それぞれの役割、例えば県・行政の役割、県民の役割、ろう者、手話通訳者の役割、それと事業所もありましたけれども、少しずつ効果を見せてきているところではないでしょうか。その成果を今集めて集約して確認しているところですけども。ほかにも他の県・市町村も同じように手話言語条例について、検討していただくということが盛り上がりを見せているところです。特に、来年全国ろうあ者大会の開催地である群馬県。群馬県は、来年度、全国大会を目標に鳥取県の次ということで、条例を作ろうという大きな目標を掲げていらっしゃるって、成立するための動きを見せているところです。この手話推進協議会は先ほどからお話がありましたように、計画を作るということが主な作業になっておりますけれども。実際に計画のほかに今までの成果ですとか状況、そのようなものを聞きたいという委員の方もいらっしゃると思います。そのあたりにつきましては、できれば時間を作ってお話をいただければと思っております。取りあえず、まずは計画につきまして、大きな柱でありますので、協議をして時間が余ったらその進捗状況を見ながら意見交換できるかと思っております。共に意見を出し合って盛り上がりのある会になりますよう、ご協力の方、よろしく申し上げます。そうしますと早速ですけども、事務局から、本日の施策推進協議会の計画の素案につきまして、またアンケートの結果につきましての説明をお願いしたいと思います。

(秋本) では最初に計画の素案作成に先立ってアンケートを行っておりますので、アンケートの概要を説明します。資料の6ページをご覧ください。このアンケートは、計画素案の検討にあたり、ろう者、手話通訳者などの意見、県民の手話に対する認識などを考慮して作成するために実施しました。アンケートは3種類実施しています。1つは、ろう者向けのアンケートです。137名の方から回答をいただきました。それから手話通訳者、聾学校の保護者の方、基本的には聞こえる方を対象に手話関係者向けのアンケートを実施し、159名の方から回答をいただきました。それから県民向けのアンケートとして、県政参画電子アンケートを実施し、402名の方から回答をいただきました。設問とその回答の状況は、7ページ以降に書いてあります。7ページにろう者向けアンケートの回答が出ております。年齢層としては60歳以上の方が6割となっております。8ページ、

9 ページをご覧くださいますと、ここは職場、病院など、社会生活の場面で、ろう者に対してコミュニケーション上の配慮がなされているかどうかという意識を尋ねたものです。全く配慮されていないという回答が多かったのは、防災分野、交通分野、それから家の近所・地域、そういったご意見が多かったということです。10 ページでは手話とろう者に関して昔と比べて変わったこと変わらないことを尋ねています。主な意見として、ろう者と手話への理解が広まっている、今は人前で堂々と手話を使える、ろう者と積極的にコミュニケーションを取ろうとする人が増えたといった意見があります。それからテレビ字幕にも関心が高いようで意見がありました。また、交通でいいますとJRの列車内で電光掲示板がないのでわからないという状況は今も同じであるとか、病院の場面で病院に通院しているんだけど、名前を呼ばれても聞こえないので困ったといった意見がありました。11 ページが手話関係者向けのアンケートです。手話通訳者、手話サークルの方、聾学校の保護者の方などに尋ねていますが、女性が9割方となっています。12 ページ、13 ページが先ほどのろう者の皆さんと同じような設問です。社会生活の場面でコミュニケーション上の配慮がなされていますかということで、こちらもだいたいろう者の近くにおられる方々の認識ということですので、似かよった傾向が出ています。やはり防災、交通、地域・集落、あとは職場も全く配慮されていないという認識が多かったとなっています。14 ページには、その手話関係者の方が見聞きした、ろう者が困ったような場面を尋ねております。病院の場面で2時間待ったというお話ですとか、病院に手話通訳者の同席を断られたという事例、町内会の会合、懇親会などに誘ってもらえない、道を聞いても逃げられた、これはろう者のアンケートの場合も大体同じような傾向・意見がありました。手話が上手・下手というよりは、コミュニケーションを取ろうとしてくれる姿勢が見えると嬉しい、ただ手話がわからないんでということでコミュニケーションをもうやめてしまうと、非常に困るし、悲しいといった意見がありました。16 ページでは、その他の意見としまして、高齢ですとか重複の聴覚障がい者の方の中には、手話が使えない人もいるので、そういった方の支援に関しても配慮してほしいといったご意見もありました。17 ページ以降は、県政参画電子アンケートの結果です。こちらは県庁にモニター登録していただいている方に対してアンケートを行ったということです。19 ページの問7で、手話を学習してみたいと思いませんかという問いに対しては、63.7%の方が思うと回答しています。ただ、手話を学習してみたい理由は何ですかと尋ねますと、一番多いのは、教養として身に付けたいから、これが42%、ろう者とコミュニケーションをとってみたいという方が次で25%という結果になっています。20 ページでは、この中の問12で、小・中学校、高等学校に在籍する児童生徒は、手話を学習したほうがよいと思いませんかという問いに対しては、83.3%の方が思うと回答がありました。21 ページでは基本的なデータを示しています。現在鳥取県内の登録手話通訳者は41名、手話奉仕員は72名です。3番で、手話通訳者派遣事業の状況ということで、講演会、イベントの際に主催者から手話通訳者の派遣依頼があった件数を集計したものです。25年10月の手話言語条例が成立後、手話通訳者の派遣依頼が急増して

いるという状況です。26年度も上半期で506件となっています。506件というのは、23年度、24年度の1年間よりも多い数字です。ちなみに平成26年4月から手話通訳者の派遣単価を2,000円から3,000円に引き上げております。引き上げておりますが、件数としては、増え続けているという状況です。それから、4の(3)に手話奉仕員養成研修の修了者数という表を付けています。ちょうど昨日、今日から手話奉仕員の入門課程がスタートしています。ですので修了者数ではないんですが、入門課程の受講者数が、114名ということで近年になく増えております。やはり関心が高まっているのかなと感じています。ちなみに、手話奉仕員養成研修の入門課程というのは、最終的に手話通訳者を目指す過程の中で、一番最初に受講する講座です。ですので、昨年、手話言語条例が成立して、それをきっかけに手話通訳者を目指そうという方は、今回始まっているこの講座を受講されることとなります。以上、簡単ですが、アンケートなどの説明をさせていただきました。それでは、次に計画素案を説明します。2ページをご覧ください。2ページから5ページに渡って、手話施策推進計画素案を付けています。計画としては、それほど分量が多いわけではなく、短いほうだと思います。計画ができ上がった後は、ろう者の方ですとか、手話関係者の方も含めて皆さんに読んでいただきたいという思いもあり、あまり長いと読む気になりませんので、これぐらいの分量でどうか考えています。1番として、最初にまえがきを入れてあります。こちらは手話言語条例の精神のようなどころを入れたつもりです。行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって進んでいくといったことを書いています。2番目に計画の位置付けと計画期間です。計画自体は、鳥取県手話言語条例に基づく計画ということになります。計画の期間は来年度、平成27年度から平成35年度までとしています。こちらは現在策定作業をしております障がい者計画、障がい福祉計画の計画期間と合わせたものです。この計画自体、長期計画ですので、施策の立案ですとか、施策展開をしていくときに意識すべき方向性を示すものだと考えています。それから3番は計画の理念ということで、これは条例の理念とほぼ一緒です。4番目に施策の基本的な考え方として、大きく2つ示しています。1番目は手話の普及ということで、こちらは主に取組みを広げていく方向のもの。聞こえる人に対して広く手話の普及をしていくということを意識した項目でございます。それから(2)として、手話を使いやすい環境整備ということで、これはろう者が手話を使いやすい環境整備ということですが、こちらは、(1)に比べると範囲としてはやや狭いですが、取組みとしては、深めていく方向となっています。次に3ページ、5として施策の展開イメージを示しております。手話の普及と手話を使いやすい環境整備の両面で進めていくことで、共生社会の実現を図るという方向です。6番目が手話施策の推進方針ということですが、4番目の施策の基本的な考え方を踏まえ、もう少し具体的に書いたものです。手話の普及ですと、1つ目に地域と職場等における手話の普及という項目を設けました。その中でも、ろう者と日常的に関わりのある地域・職場の場合と、それ以外の地域の場合とで少し取組みの仕方を分けています。災害時の話もここに入れてあります。災害が起

こった場合にやはり、ろうの方がお住いの近所の方が助けてくれるというのが、一番いいだろうと考えておりますので、やはりろうの人の周りで手話が広がっていくのが、自然な広がり方ではないかと考えています。それから手話パフォーマンス甲子園などの啓発活動ですとか、手話カフェが米子にできたという話もあります。誰もが手話に触れて学べる環境作りを進めたいと考えています。次は教育場面です。教育における手話の普及という項目、3ページ、4ページに渡って書いています。ろうのお子さん、地域のろう者との交流を通じながら手話の普及を進めていく、将来的に全学校の全学年で手話を学ぶ機会を作ることを目指していくということです。それから次にウと3番目としまして、行政と公共交通機関における手話の普及です。手話学習を進めて手話で対応できる職員を増やしていくという方向です。それから次が手話を使いやすい環境整備という項目です。1つ目に手話通訳者の養成と派遣事業の充実です。手話通訳の技術に加えまして、ろう者の歴史文化を理解して、さまざま多様な通訳ニーズに応えられる通訳者の養成派遣事業を進めると、それから特に条例が成立してから手話通訳者の方の負担は相当増しておりますので、健康管理の話ですとか、手話通訳者を増やしていかないといけないということもあり、手話通訳者指導者の養成ということも考えていきたいということです。次が、聴覚障がい者相談事業の充実です。ろう者の方が、来所されて相談する場合ももちろんありますが、個人派遣で手話通訳者が行った際にそこで問題がわかる場合もあると聞いていますので、そういった場面で相談ニーズを把握して課題を解決していく相談事業を進めるということです。それから、施設に入所中のろう者ですとか、独居の高齢ろう者へのフォローも必要だろうと考えています。次が、鳥取聾学校における手話による教育の推進です。ろう児が授業内容をより理解しやすくなり、そして自分がろうであることに誇りが持てるような環境を目指すということです。それから保護者に対しては、早い段階で聾学校が、これは地域支援部になるんだと思いますが、関与しまして、聴覚障がいに対する理解であるとか、手話が身近に感じられる環境づくりを進めていくということです。次は、「新しい手話コミュニケーション環境の創出」という項目です。現在遠隔手話通訳サービスというタブレット端末を使った事業を行っていますが、こうした情報通信技術は、非常に役立つものですので、遠隔手話通訳サービスの定着化もそうですが、ろう者とICTをつないで新しい手話のコミュニケーション環境を作っていくってはどうかと考えています。それから5ページです。とっとりの手話の文化的発展という項目です。地域の手話、新しく作る場合もありますし、昔使っていた手話もあります。そういったものを保存し、伝えていくことで、その地域の豊かな手話表現を保存していくということです。それから7番目に数値目標ということで示しています。項目や数値は、議論が必要だろうと思っておりますが、項目としては、登録の手話通訳者数、それから次が手話通訳者設置事業の人役、これは手話通訳の派遣事業の事業費と理解してもらっていいと思います。3番目が手話通訳者の派遣実績、次が手話講座の受講者数です。この手話講座の受講者数で、25年度としてカウントしているのは、条例制定後にスタートしたミニ手話講座、手話学習会補助金制度を活用して手話学習を行った人数、

これらを合わせて1,242名ということですので。説明は以上です。

(石橋) 今の事務局からの説明に対して何か質問とか何かわからない点がありましたら、ご遠慮なくどうぞ。いかがでしょうか。

(国広) 施策例についてお聞きしますが、3ページの6、手話施策推進方針の中、手話学習者等による見守り手話ボランティアという言葉が出ております。4ページの(2)のイのところ、聴覚障がい者相談事業の充実のところの例として、手話学習者等による見守り手話ボランティア。それと同じ文言が5ページの上。これは再掲となっておりますが、ここが少しわかりにくいので説明をいただきたいと思います。それから5ページの7、数値目標のところですね。この考え方なんですが、区分で登録手話通訳者という言葉と、手話通訳者設置事業ということで、これはたぶん設置手話通訳者のことだと思うんですが。この登録手話通訳者数の中に設置手話通訳者の数が入っているのかどうか。働き具合というのは、違うと思うんです。登録と設置というのは。それと身分保障があるかないかによって、例えば自分自身の技能とか知識を高めていく機会。それと健康に関すること。そのへんが当然違ってくると思うので、それをどういうふうに区別していらっしゃるのかということですね。それによって今後の登録分の通訳者の方と設置通訳者の方への義務というのが、異なってくるのではないかと思うのですが、その質問です。

(石橋) いくつか質問が出ました。このことに対して、お答えになりますでしょうか。

(秋本) では手話学習者等による見守り手話ボランティアという項目について説明させていただきます。高齢者の場合は、傾聴ボランティアですとか、見守りのボランティアという制度があると聞いています。ただ、ろうの独居の高齢者、施設入居者は地域、施設の中で孤立しがちだという話を聞きますので、そこへ定期的に様子を見に行くとか、話をするとといったような制度を設けてはどうかということです。ただ実施時期は調整中ですが、こういった制度が将来的にあってもいいのではないかと。特に手話学習者の場合は、ろう者と交流する場面がたくさんあるわけではないので、学習者にとってもよいことではないか。そして、ろうの高齢者にとってもよいのではないかとということで、施策例として出しています。それから5ページの数値目標のところ。登録手話通訳者と手話通訳者設置事業のことですが、これちょっとわかりにくいのですけれども。手話通訳者を養成するということになりますと、これまでは大体登録手話通訳者の数で増えた、減ったという話がされていたかと思います。ただ先ほど言われたとおり、登録の方と設置の方は、確かに働き方が全然違います。それで何か違った項目を出したほうがいいのかないかと思ひ、この2つを出しています。平成24年は32名、この32名の中から設置の手話通訳者ということになっています。ですので、この登録の手話通訳者数だけが増えても、この設置のほうの人役が増えていかないと困るなと思っていまして、この2つの項目を出しています。

(石橋) よろしかったでしょうか。

(国広) 最初の質問については、わかりました。数値目標については、まだちょっとよくわからないところがあるので。今のお話を聞いてもう少し考えさせてください。

(石橋) じゃ次の方どうぞ。

(後藤) 21 ページの基本データのことについて質問です。確認ですが、今の登録手話通訳者数、10月1日現在で41名ですね。昨年が36名になっていますね。4番を見ると24年度が3名で、32に3を足して35と。35に4を足して39。さらに25年に2名合格した人があるってことですか。確認です。

(石橋) 事務局のほうからよろしく願いいたします。

(秋本) この人数は、平成26年4月から聴覚障がい者センターを東部・中部・西部に立ち上げています。東部に関しては、手話通訳の派遣事業、個人向けの派遣事業ですが、こちらは鳥取市の社会福祉協議会でやっていただいていたということもあり、そちらの通訳者が県の登録になったので増えたという面もあります。それから転出で減ることもありますので、合格者の数を単に足すだけではなくて、そのへんもすべて踏まえて1年間でプラス6ということなんです。

(後藤) わかりました。

(石橋) 田中さんどうぞ。

(田中) 先ほど、通訳士協会の国広さんのほうから質問がありましたことの確認なんです。4ページの手話学習者による見守りの、手話学習者というのは、登録手話通訳者とか手話奉仕員ではなくて、一般的な手話を学習している方を対象としているのかということをお聞きしたいのと、それから5ページの数値目標なんですけれども。目標の人数が書いてあるんですがこの目標は、いつごろを目途に考えておられるのかというのを教えてください。

(石橋) 事務局のほうから説明をお願いいたします。

(秋本) 見守り手話ボランティアの手話学習者のことですが、特にまだ対象をこれと決めるほど制度として詰まっているわけではありません。少なくとも手話通訳者ではないと思っています。奉仕員の方になってもらってもいいのかなと思っていますが、奉仕員養成講座を受講中の方とか、サークルで活動している方をイメージしています。それから5ページの数値目標です。計画自体は9年間の計画なので、9年間ということにはなりません。ただ、障がい福祉計画が3年サイクルで見直しが行われますので、基本的には3年ごとに数値目標自体も見直していくのかなと考えています。

(石橋) では次どうぞ。

(国広) 今の手話学習者等に関してなんです。見守りボランティアですね。通訳者ではないと説明をされたんですが、相手は高齢者ですよ。そうすると高齢者の方と奉仕員の方とか、話せる話せないは別として、高齢者の方と話をしようと思う人、難しい方もあるのではないかと感じます。私はご高齢の方にもお会いする機会がかなり多いんですね。また、登録手話通訳者の方々とお会いする機会もございます。高齢のろう者の方の手話がなかなか読み取れなくて、話が十分にわからなかったというような声を聞きます。そうすると手話学習者というの、登録の手話通訳者も含めたほうがいいのではないかと考えております。あまり限定し過ぎるのもいかがかなと。書きぶりなり、県の意図、そ

のへんのところをキッチリと踏まえた上で、この文言をお使いになるのは結構かと思います。

(石橋) ご意見が出ましたけれども、そのことについて何かありますでしょうか。

(日野) 見守りボランティアの話ですが、まだ具体的にこんな感じだと詰めているわけではありません。先ほど秋本から説明したのも、手話登録者というよりは、という感じで言ったんですけれども。これはあくまでボランティア的なそれぞれ任意のものになると思いますので、もちろん登録手話通訳者の方、手話通訳士の方、そういった方々が参加するというのは大歓迎です。ただ、これまたすぐすぐできるというものではないので、これから皆様方のご意見を踏まえながらどういう仕組みがいいのかというのを考えなければいけないと思っています。ちょっと付け加えをしますと、特に施設に入所されている方はどちらかというと、コミュニケーションを取るという要素が大きいと思うんですが、在宅、ご自宅で、例えば独居のろうの方になりますと、もちろんコミュニケーションという面もありますが、一方で例えばちゃんにご飯を食べているかなとか、そういった生活支援的な要素も出てくるんだろうと。なかなかそういうのが、障がい福祉サービスのヘルパーの事業では見切れないところもありますので、そういった制度的な隙間も見据えながら、どういう仕組みがいいのかご意見を伺いながら考えていきたいと思っています。

(石橋) では、どうぞ。

(戸羽) 鳥取県手話施策推進計画についての議論なんですけれども、達成までの期間、計画の段取りのあたり、プランについてご説明いただきたいと思っています。とても大切なことになります。そのほかの意見も盛り込むことになると思うんですけれども。今後の計画の達成までの流れについてご説明いただけたら。

(石橋) そうしましたら、より具体的な説明を求めていらっしゃるということですので、説明をお願いいたします。

(秋本) 流れというのは、その計画が完成するまでの流れということですか。

(戸羽) 計画の内容が決まって、実行に移されると思うんですけれども。今議論したものをまとめた上で、実際に素案を取り消して、実行に移るという形になると思います。それまでの流れについてご説明いただければ。

(石橋) 戸羽委員の質問ですけれども。本日集まった目的というものは、その素案の内容についての議論をするということになっています。素案という文言を取り消して、実際に計画を示す行動をするまでの流れですか。

(戸羽) 素案をもって、実際に計画を公表するまでの流れについて、ご説明いただけたらと思います。

(秋本) 今日素案という形で初めて提示させていただきました。今日まとまるとは思っていませんので、いただいた意見を踏まえて、議論をしてまとまるようになりましたら、そのまとまった案でパブリックコメントを行います。そのパブリックコメントを行って、そこでいただいた意見も踏まえて、最終的な物として固め、もう一回集まってもらって、確定という流れになるかと思っています。

(戸羽) 計画が策定されるまでの目標日程はありますでしょうか。

(石橋) 事務局よろしく願いいたします。

(秋本) 年度内には策定したいと思っています。年度内に策定となりますと、できれば年末から1月ぐらいにパブリックコメントを始めたい、ちょっと遅れても1月には始めたいというところです。ただ、ご意見の出具合にもよるので、そのへんはちょっとまだ完全に確定はできないんですがそんなイメージです。

(石橋) そうしますと、他には何かございますか。そうしましたら、この計画論議の趣旨についてですけれども、2つの考え方があります。1つは手話の普及ということ。そしてもう1つは手話を使いやすい環境整備をしていくこと。この2つの大きな柱になっているだろうと思います。まず、ここの部分の基本的な考え方。この2つでいいのかどうかです。このあたりから計画を作っていくということになるかと思うんですけれども。もしも手話の普及ということについて、そして手話を使いやすい環境整備について、それだけではなく、もう少し項目を増やしたいということであれば、この計画、今の素案の計画も変わっていくだろうと思っています。でも実際にこのそもそもの2つの柱は、非常に大きなものになりますので、また1つのテーマを柱の中にサブ的な項目が出てくるだろうと思っています。例えば、ア、イ、ウ、というような形ですとか、2つ目のア、イ、ウのサブテーマが入って、手話を広げるというのには、ア、イ、ウの3つのサブテーマ。手話の環境整備については5つのサブテーマが付いています。そのあたりは、ご理解していただいているでしょうか。個人的な意見になりますけれども。特にこれについては、9年間の計画ではありますけれども。9年後の手話施策が一体どのような形になっていくのか。このようなことについても皆さんで考えていくべきものだろうと思っています。特に教育現場。非常に重要になってくると思います。今、手話ハンドブックを配布しているところですが。また、手話普及支援員について、この制度を使って手話も広がりを見せつつあります。ただ、それだけでは足りないのではないかと思うのです。色々な場面で、それぞれの現場で課題が出てきているところです。例えば教育面でいいますと。どのような課題があるのか。まずはその課題をキチンと把握することが必要だと思います。その課題に耳を傾けた上で、計画に盛り込んでいくことが出てくると思いますし、今の課題が何なのかということ。現場それぞれの課題が持ち寄られていないので、イメージすることができないということがあります。ですから計画を作りにくいという面もあるかなと思っています。これは私だけではなくて、おそらく委員の皆さま共通する意見だと思うのですけれども。ですから、まずは、それぞれの課題や現状について意見をいただいて、それを踏まえた上で、こういう計画がいいなという具体的な案が出るんじゃないかなと思うんですけれども。ちょっと私のほうから意見を言わせていただいたんですけれど。事務局のほうも何かありますでしょうか。ほかの委員さん、なかなかご発言がありませんので、とにかく意見が絞りにくいではないかと思うんです。手話関係者は、わかっているところが多いかと思っています。意見は出ると思うんですけれども。逆にほかの委員さんは、なかなか手話に関わりを持ち切れないとい

うこともあろうかと思えます。ですからイメージを持つということも難しいんじゃないかなと思っているんですが。いかがですか。事務局の方から。

(日野) まず聾学校のほうで、課題になっていること、教頭先生もいらっしゃっていますし、前校長先生もいらっしゃっています。その辺りの今の聾学校の抱えていらっしゃる課題なんかをお話いただけるとありがたいと思います。

(石橋) ではお願いします。

(大塩) 一番大きな課題としては、何点かあろうかと思うのですが、1つ目の課題は、やはり教職員の手話力の向上。昨年度、条例制定後、この研修会充実の予算を付けていただいていますのでこれを継続しながら、また全教職員が手話検定の受験を予定していますので、年次をまたぎながらその手話力の向上を着実に図って参りたいと思います。また、ろう教育の専門性、ある程度、年数ごとで教職員は異動をしますもので、そういう専門性を校内の中で固めていきながら、それを継承していくということを校内においては取り組んでいきたいと思っています。また、条例の中で手話を学ぶということもあります。現在、それぞれの学部の中で手話を学ぶ機会はあるのですが、その内容であるとか、やり方について現在検討をし改善点の整理をしているというところでもあります。また、本校には、今年4月から手話普及コーディネーターを本校と分校に配置をさせていただいております。これは年度途中から制度が始まっておりますので、自分等はまだ周知ができておりませんので、この制度について、手話普及支援員の派遣制度につきまして、より一層周知を図り、地域の学校において手話の学習の機会が増えていくということについて、現在努力をしているというところでもあります。

(石橋) ありがとうございます。お願いします。

(後藤) 前鳥取聾学校校長の後藤です。4月から県の体育協会のほうで、仕事をしておりますので、実は昨日国体が終わって帰ってきたところなんですけども、この国体に向けて各高校生の激励に行きました。そのときに手話を使ってあいさつをすると、うなずく生徒、手話ができる生徒、それからポカーンとしておる生徒。ただこれまでもいろんな柔道とか剣道とか、少年の大会があるんですね。そこに行ってもあいさつを頼まれますので、それであいさつをしたときに手話を使ってあいさつすると、小学生でもわかったような手話をする子と、ポカーンとしている子どもとありますよね。それは学校で、格差がね。まだ始まったばかりですから。非常に熱心な学校と、それからハンドブックをもらってもどういう活動をしていくのかまだわからない。そういう格差が出てきているんじゃないかなと感じております。それにもやっぱり教育が連携をしていきながら、ここに4ページにありますように、将来的には全学校の全学年で手話を学ぶ機会を作ることを目指しますということができればいいかな。いっぺんにはなかなかできないし、県が先進的な学校をモデルとして活動を示せば、うちもやらないけんなど。例えば、湯梨濱町でやりましたら、となりの琴浦町もやろうとか、北栄町もやろうとか、そういう町ぐるみの発展になるのかなと感じておるところであります。

(石橋) ありがとうございます。では、どうぞ。

(田中) 手話普及支援員の関係について、少し意見をお伝えしたいと思います。サークル会員の中にも支援員になっている方が数多くおられます。それぞれ単独で行動になりますので、皆さんの意見を聞いてみないと様子がわからないということで、集まる機会があったときにお話を聞いてみました。そうしましたらなかなか降って湧いたような事情というか、まだまだ慣れてない現状もありますので、コーディネーターの方からの依頼も急なものが多いというのを多く意見に聞かせていただきました。それからコーディネーターさんから、いつ、どこの学校に来ていただけますかという話を伺うんですけども、その時点ではなかなか内容が決まっていなくて、事前打ち合わせということも、ほとんどない学校が多いとお聞きしました。実際に行ったところで、急な依頼というか、こういう内容のことをしてほしいというようなことを頼まれたという状況もあれば、直前に資料をFAXでいただいてというのものもあるんですけども。その資料の内容も本当にこんなにもどうやってするんだというぐらい、お話ししてほしい、簡単な手話も教えてほしい、歌もしてほしい、色々コミュニケーションについて教えてほしい。学年をお聞きすると小学校の2年生だったり、授業は45分間の1回きり。そういうかなり苦しい内容というのも多く聞かれます。そのへんが、もっともっと早めに連絡をいただいて、一度でもいいですので、事前に実際に行く担当者と学校側との打ち合わせができれば、もっとスムーズに授業が行われるのではないかなと感じました。それから支援員になっている方も手話学習者という広く募集をされましたので、その中には、何十年も経験をされている方から手話を学び始めて、まだまだ浅い方と本当に経験の幅が広いです。そんな中で、最初の説明会のときには、ろうの方とともに行動することも意見として出されたんですけども、結局支援員1人で行くというケースが多いようにも聞かせていただきました。1人で行くとなると、ある程度の準備をしていかないといけないんですけども、やっぱり経験の幅が違いますと、伝えられることもずいぶん違うので、すごく不安を感じておられます。そういうことで、せめて登録している支援員同士が、顔を合わせて、年に数回でも研修をしたりとか、意見交換をしたりとかという場が取れたらいいなという意見もありました。

(石橋) 手話普及支援員についての仕組みについてですけども。あらためて、意見交換会などの場を作っていただきたいというご意見がありました。他に例えば、あいサポーターのメッセンジャーの今西さん、地域の中で何かありませんでしょうか。このような計画があったらいいというような何か意見はありませんか。

(今西) 今、普及員の話が出たんですが、学校の方から“あいサポートキッズ”ということで何校か依頼があります。各小学校の子どもさんにする場合は、子どもさんなので、あいサポーターの色々な障がいの中で、身体の特に視覚、聴覚という部分だけの啓発をします。大切にしているのは、当事者さんとのふれあいが出来るように学習内容を組み立てています。そのときにこの制度を利用できるんですが、普及員の制度を学校側はほとんど知られません。もしかしたら知っている先生はいらっしゃるかもしれないけれど、こちら側が、「じゃあそれはこういうのがあるんですけど」と言ったら、やっとならば「あ

あそうなんだ」ということでしていただくということがあります。ただ、学校からコーディネーターさんに連絡をしてお願いをするという流れじゃないと、メッセージとかそういったものからお願いをしますというようなことはできないということなので、その流れがもう少し緩和されるととても良いかなと思います。というのも今、芸術文化祭があって、手話について、特にふるさとの歌をみんなで手話で歌いたいとか、そういったことが地域の中であります。今、地域で文化祭だとか、そういったことがあるので、そこでみんなでやってみたいんだということで、こちらのほうにちょっと教えてくれないだろうかとか依頼があるんですけど、そこに関して、とりあえずある程度はできるので、本当に微力ながら、じゃあ4級を持っている方がいらっしゃるので、その方と一緒に行ってしたりします。そんなときに使えるものが何もないです。たぶん、コーディネーターさんが全部を回るのはとっても大変だと思うので、何かもう少しこういった他の地域ですとか、公民館単位でちょっとしたいんだというときに、気軽にお金を使わず、制度が使えるような形で普及できるシステムがあるといいなって思っています。

(石橋) ありがとうございます。

(田中) すいません。先ほどもう一つお伝え忘れましたので。手話ハンドブック、とても良い物を作られているんですけども。学校の受け取り方がまちまちのようで、ある学校は、またみんなで使うときのために学校で閉まっておきますよという対応をされているところもあれば、配られたときに一斉に全校生徒に配って、これで「それぞれ勉強してくださいね」で終わってしまっている学校もあるようです。せっかく作ったのですから、やっぱりこれを意義あるものにするには、実際に使っていないと意味がないと思います。たぶん配って、それぞれが家に持って帰ってしまうと、もう今ごろはどこにあるかわからないという状態になっているのではないかと思います。そのへんの使い方、配り方というのをもっと県レベルで統一していったほうがいいのではないかなと思います。

(石橋) 例えば9年間の計画の間に3年ごとに見直しをするというお話もありました。例えば学校での取り組みをする目標数ですとか、そういうものも挙げてみるとか、手話の普及についても、その制度を作って、登録の数が大変増えたとか、そういうような数値がベースで大事だと思うんですけども。それでは、病院関係者として、事務局、県の病院局の方、何かご意見はありませんでしょうか。

(松本) 今、病院現場で一番困っているのが、患者さんに対応した手話を提供するということでした。それぞれ今県立病院には、手話に対応できる体制が整えてはいるんですが、患者さんによっては、全くの他人に自分の病気のことを知られたくないという方がいらっしゃる一方で、飛び込みで入っても、ある程度のところまでキチンと手話で対応していただきたいというような多様なニーズがありまして、それにキチンと対応できるような体制をどのように取っていくかということを今、課題として認識しているところです。

(石橋) ありがとうございます。ちょっとご指名のようなかたちで申しわけありませんが、市町村の行政の立場から何かご意見はありませんでしょうか。

(谷口) 伯耆町の谷口と申します。発言しようかしないか、ちょっと考えているんですけど。先ほどの説明の中で、アンケートの説明がありまして、それをつらつら見ていまして、まったく配慮がされていない聴覚障がい者の方、配慮がされていないということでおっしゃいました。その中で防災の分野でありますとか、それからあとは職場、それから地域、こういうところに聴覚障がい者への配慮がないという方が多くあったわけです。手話施策という1つのものに特化してしまうと、こういう素案になるのかな、計画になるのかなという気はするわけですけども。私どもは、行政・自治体として、地域の聴覚障がい者全体の方々への支援をしていかなければならないという立場でありますので、あくまでも手話は1つのツール。1つの手段であるという認識を持っております。否定しているわけではありません。なので、基本的にこの目次書きに、ずっと書いてあるのを見させていただくと、特に手話施策推進方針6番の教育と、それからこの中に行政、公共交通機関等における手話の普及というところのことをちょっと考えてしまうんですけども。この中で手話を普及させていくことに関していえば、やはり教育、小中学校からの教育から始めないと、いきなり聞こえる人、聞こえない人も、こういうことがあって手話力アップという、何というか難しい面も実はあると思いますので、小さい時からの教育から、12年間の計画になってくるということ。その間の教育を地道に進めていくというところから始めるべきではないかなと。それによって醸成されていくものだと思います。言葉というのはそういう面もあると思います。それから行政、公共交通機関等における手話の普及という4ページに関連的といいますか、一時施策例の比較になっていますけれども、数値目標の中に、大切なところだと思っていまして、行政窓口の手話対応可能職員の増を進めますという、このフレーズが書いてあるんですけども、数値目標の中にもどれぐらいのボリュームで進めていくかという具体的な目標はないですね。補助事業等うんぬんということが、施策例の中に書いてありますけれども。やはりそこは、行政機関の窓口で、手話ができる、あるいは通訳可能な人たちの数値を目標にしてもいいのではないかなということは、少し思いました。最初いったように、ただちに手話通訳を理解できる人が、今その場におられるわけではないので、私たち行政の福祉部門の者としては、聴覚障がい者の全体の支援として考えていきたいなと思っております。手話はその中の1つのツールであるという認識でいます。なので、さっき言ったようなことを地道に進めていくこと。劇的に手話が普及するというようなことは、まず難しい話だと思っておりますので、教育機関、それから行政機関窓口等でも通訳可能な方が少しでも増えるような取り組みを具体的な物をここにお書きになったらということをお思いました。

(石橋) ありがとうございました。

(土海) 学校における手話の普及というのは、私自身が経験したことなんですけども。手話が必要とする児童生徒が在籍をしていますと、飛躍的に理解も深まりますし、普及も進みます。私の在籍した学校では、1人手話を必要とする人がおりましたけども、手話でその子と意思疎通を図れる子どもが、複数人誕生していましたし、おおかたの子どもが、

その児童の思いを手話で直接思いを理解するということができる。その1つの方法として、給食の時間等に手話クイズ等の簡単なことから始めて思いを伝え合う。子どもですら日本語を中心に心を通わせようとする姿勢を持っていますのでとてもいい、そういう場面に出会ったことを記憶しています。ただ、すべての学校でそういうわけにはまいません。それから実際に学年が進むにつれて、学習内容をきちっと学ばせていくということについては、当然、鳥取聾学校の教育内容には及ばないところがありますので、いつまでも地域の学校で、すべてのことができるかという、そうではない場面もありますけども。手話の普及という面では、あるいは理解という面では、大変意義があると思っています。今、わが町の教育を考えたときに、これ英語教育もそうなんですけども、英語を一般として普及するためには、やっぱり生のアメリカの人ですとか、カナダの人、英語圏で暮らしている人々に英語講師等に入っていて、やっぱり生のふれあいということ。つまり聞いて相手の思いを理解するということが、かなり大きなことだろうと。自分の思いをしゃべるというよりも理解する。手話の場合も同じだろうと思うんです。やっぱりこうして、今日も手話通訳をしていただいています、こういう方々が、実際学校現場に来ていただいて意思疎通を図る。そういう学習機会を設けていくということが大事なことなんじゃないかなと思います。後藤先生のほうからも、先ほどご指摘ございました。湯梨浜町でも考えていきたいと思います。それから社会一般の普及ということになって参りますと、女性の社会進出の質も向上して、いろんな委員だとか、審判員へ登用というようなことも議論がされる場合がございます。わが町のあるいは、これはどこのところでもそうなんですけども、いろんな委員会の委員であったり、審議会の委員であったり、というような場合にも、もっともっと手話を必要とされる方もごく普通の1人の委員として入っていただけるような社会になっていくと、もっと普及が進むんじゃないかな。このようなことも感じております。

(石橋) ほかに何かこれだけはこのご意見お持ちの方いらっしゃいませんか。

(門田) よろしくお願ひします。計画案としてはこれでいいと思うんですけど、その参考資料を読んでましたらアンケートのところで、病院側の気配り目配りによって、患者さんに辛い思いさせたケースが何件かあって、まだまだあると。どの方に限らず、すべては患者さんに気配り、長時間待たせて今コミュニケーション不足で、残念な結果にならないということが、病院の使命なんですけども。まだまだだなという、今日のアンケート結果を見たらそう感じました。そこで推進計画に期待するところなんですけど、4ページに新しい手話コミュニケーション環境の創出という項目がございまして、創出を目指しますということなんですけど、9年間の計画なので、まだICTの技術は、劇的に、これから進化していくと思うんですけど。病院を振り返りまして、9年前を振り返ったら、今、私どもは電子カルテに変えていますけど、9年前、紙ベースでやっていた時代で、9年間の進化というのは目覚ましいものがあるんですけど。今、電子カルテも、タブレット端末を使って、電子カルテ等をリンクさせて、いろんなツールの開発をしていると聞いています。将来に向かってコミュニケーション。ろうの方たちとのコミュニケーション

ョンをもっともっと、簡単にICTの技術を使ってできて、こういうような残念な辛い思いさせないような環境ができればいいなと項目を見て期待しておるんです。

(石橋) そろそろ終わりの時間が近づいているんですけども、さまざまなご意見が皆さまからされました。できましたら、これは県中心で計画を作るのではなくて、市町村もぜひ一緒になって、市町村も一緒にこの計画を考えていけるような取り組みが、この計画の中に入ればいいなと思っています。例えば、市町村の役割といえば、やはり教育ですね。小中学校を抱えているのが、市町村の行政になります。そこで何か通知を出してみますとか。あと、窓口職員の例えば手話ができる職員が何人であるとか、そのような具体的なご意見を出されたものが具体的になればいいなと思います。そうすれば県と市町村が分かれるということではなく、一緒になってできるのではないかと思います。皆さんの思い、意見、要望、さまざまなものがありましたけれども、簡単にまとめてご説明いただいて、閉会していただけないでしょうか。

(日野) 様々なご意見ありがとうございました。皆さま方のご意見を踏まえ、計画を見直しさせていただきたいと思っております。いろいろご意見いただきましたけれども、この計画は、これから9年間のものを手話の基本的な政策というか方向性を定めるものですが、条例を見ていただきますと、計画を立てて、実施をして、進捗状況を確認して、また必要な見直しをかけていくというのを毎年毎年やることになっていきますので、9年間ずっとこのままでいくわけではなくて、必要なときに必要な見直しをかけていく予定にしております。計画のご意見をいただきながら、県はその計画を踏まえて、予算事業を組み立てていくと。予算が取れるものもあれば、取れないものも出てくるんだと思いますけれども。その中で、全体として手話の施策を推進していくための計画にするのが、この協議会の目的でございます。それで、教育面を含めて様々なご意見をいただきましたが、できるところは見直しをさせていただきたいと思っています。また、時間があるときに担当の足立さんのほうからまた次回にでも状況を教えていただければと思います。あとは谷口さんのほうからは、例えば行政職員の話とかご提案をいただきました。そこでもできる範囲でやっていきたいと思っています。それと最後に門田さんのほうからICTのお話をいただきました。ICTは、おっしゃるとおり、日進月歩という感じで、ものすごいスピードで進んでいます。たぶん9年後というのは、全く想像もつかない世の中になっていると思いますので、やっぱりICTの技術を見ていると、障がい者が使うと、かなり有効だなと思っています。一方で、なかなかそこにICTを使うまでが、ちょっとハードルが高いという問題点がありますので、そういうところ、機器の話もそうですし、アプローチの部分についても、対策をちょっと考えていかなきゃいけないなと思っています。皆さま方の今日のご意見を踏まえ、また見直しをしてご相談申しあげたいと思いますので、よろしくお願いします。

(石橋) ありがとうございました。足立課長何かご意見ありますか。

(足立) 時間もきておりますので、簡単に先ほど田中さんや今西さんのほうからも普及支援員の話がありました。普及支援員につきましては、制度できたばかりでありますので、ま

だ少し手探り状態のところもあります。ご意見ありましたように、支援員の皆さんとの意見交換をしながら進めたいと思っております。この制度の普及については、聾学校と私どものほうで手分けをして、各校長会にも出向いて、こういう制度があるのでぜひ使ってほしいという話もしておりますので、また引き続き制度の周知についても働きかけをしていきたいと思っております。

(石橋) ありがとうございます。そうしますと、時間になりましたので、今後の予定について事務局のほうから説明いただけないでしょうか。

(秋本) 次回は今日いただいたご意見を踏まえ、見直しをして、またご相談したいと思っております。時期としては、来月の11月の末、12月の中旬あたりでまた日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、またご協力をお願いします。

(石橋) 皆さんありがとうございました。そうしますと、第3回の手話施策推進協議会、色々至らない点があったと思いますが、今後とも本当によろしく願いいたします。お疲れさまでした。